

医政看発0330第3号
平成29年3月30日

公益社団法人日本助産師会会长 殿

厚生労働省医政局看護課長
(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師国家試験出題基準」の改定について（情報提供）

保健師助産師看護師国家試験につきましては、平素より格別のご協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

今般、「保健師助産師看護師国家試験出題基準 平成26年版」を改定し、「保健師助産師看護師国家試験出題基準 平成30年版」として取りまとめました。改定の概要は、別添のとおりです。詳細は、本省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000158926.html>) に掲載しております。

なお、本件、各都道府県衛生主管部（局）長及び関係機関宛に通知すると共に、各管下の保健師助産師看護師学校養成所に対して周知を依頼しておりますことを申し添えます。

今後とも、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省医政局看護課

課長補佐 猿渡 央子（内線4167）

試験免許係長 御子柴 梢（内線2594）

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（代表）

「保健師助産師看護師国家試験出題基準平成30年版」の改定概要について

I. はじめに

保健師助産師看護師国家試験出題基準(以下、「出題基準」という。)は、保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の妥当な内容や範囲と適切な水準を確保する目的で作成されている。保健師及び助産師については平成10年、看護師については平成12年の国家試験から適用され、その後、社会の変化や看護を取り巻く状況を踏まえて、改正を重ねてきた。平成16年には看護師国家試験の必修問題の導入に伴い特に重要な基本的事項を出題基準として提示し、平成20年には必修問題の出題範囲を拡大するとともに、カリキュラム改正を踏まえ、新旧カリキュラムに対応可能となるよう項目を見直した。また、平成25年には実践能力の強化の観点から、各職種に求められる実践能力と卒業時の到達目標等を反映した内容とし、看護師国家試験では、「看護の統合と実践」の出題基準を新たに作成した。

平成28年2月に取りまとめられた「医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書」(以下、「制度改善検討部会報告書」という。)においては、出題内容について、「基礎的知識を状況に適用して判断を行う能力を問う」ことに留意しながら「人々の生活への支援を重視する看護に特有の状況の捉え方と判断プロセスを問う」工夫が必要であると提言された。また、出題基準については、小項目が「中項目に関する内容をわかりやすくするために示したキーワードである」ことを踏まえて「出題範囲となる事項である」中項目の記載の抽象度を工夫するとともに、膨大な知識の中でどの範囲を国家試験で問うのかということを明確にするような中項目の記載の表現の工夫が必要であると提言された。特に、看護師国家試験の「看護の統合と実践」については、既存の出題基準項目の「看護におけるマネジメント」、「災害と看護」及び「国際化と看護」以外に、複数科目の知識を統合する能力を問うような出題や、多重課題や集団へのアプローチに必要な広い知識を統合する能力を問うような出題などに向けた出題基準を明示することなど、抜本的な改善が必要であると提言された。

これらの提言を受け、平成28年5月より医道審議会保健師助産師看護師分科会のもとに保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会を設置し、ワーキンググループでの検討を含めて議論を重ね、出題基準の改定を行った。

II. 改定の概要

1. 全体的な事項

- 人口・疾病構造や社会背景などを踏まえつつ、近年の保健・医療・福祉の実情など看護を取り巻く状況の変化に伴い、より重要となる教育内容に関する項目の精選と充実を図った。
- 科目や分野における各項目について、どの範囲を国家試験で問うのかということを明確に

- するような中項目の表現を見直した(一部、科目的特性や体系整理等から中項目の表現の抽象が高い場合には、大項目の表現と併せて出題範囲が明示されるよう工夫した)。
- 各職種に求められる専門性の高度化とニーズの多様化や、免許取得時に求められる実践能力を問うために各職種の特徴を反映して出題するよう、各職種に求められる実践能力と卒業時の到達目標との整合性について留意しながら、改めて体系や項目の見直を図った。

2. 保健師国家試験出題基準

保健師国家試験においては、健康問題の複雑化や健康格差の拡大等の社会背景を踏まえて、制度改善検討部会報告書の提言をもとに、地域住民や多職種・他機関と連携・協働しながら健康課題を解決すること及び施策化すること等の保健師に求められる役割や能力、並びに医学や公衆衛生学を含めた公衆衛生看護活動の根柢となる知識などについて、出題内容の充実を図るよう改定を行った。各科目における改定の概要は以下のとおり。

【公衆衛生看護学】

- 公衆衛生看護方法論Ⅱでは、地域アセスメント<地域診断>に基づく連続性のある公衆衛生看護活動として、地区活動、地域組織の育成・支援や保健・医療・福祉の各分野における事業化や施策化について、項目の充実を図った。
- 対象別看護活動論では、人口や疾病構造及び社会情勢等を踏まえ、児童虐待やドメスティック・バイオレンスの防止、女性の健康障害への対策、メンタルヘルス対策、依存症対策、並びに多様な高齢者世帯や療養者などへの各保健活動について、項目の充実を図った。
- 学校保健では、子どものメンタルヘルスや養護教諭の活動の実際について、項目の充実を図った。産業保健では、子育てや疾病など様々な状況における労働者の両立支援、メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランス等の観点で、項目を整理・追加した。
- 健康危機管理では、防災や事前対策も含めた危機管理、及び災害後の時期を踏まえた保健活動について、項目の充実を図った。

【疫学】

- 疫学では、疾患のみでなく生活習慣と疫学との関連について、項目を追加した。

【保健統計】

- 保健統計では、近年の状況に合わせて保健統計調査について、項目を整理・追加した。

【保健医療福祉行政論】

- 保健医療福祉行政論では、社会背景を踏まえた各分野における政策の動向や政策への住民参加について、項目を追加した。

3. 助産師国家試験出題基準

助産師国家試験においては、助産診断・技術学、助産管理、及び近年推進されている院内助産所や助産師外来において求められる、より高い助産診断・ケア能力について、引き続き出題内容の充実を図るよう改定を行った。なお、女性のライフサイクル各期における健康、リプロダクティブヘルス/ライツ、妊娠・分娩・産褥と新生児・乳幼児に関する正常及び逸脱の予測と判断、並びに異常などについても、体系的に項目を整理するよう見直しを図った。各科目における改定の概要は以下のとおり。

【基礎助産学】

- 基礎助産学Ⅰでは、女性のライフサイクル各期における健康、リプロダクティブヘルスについて、基礎助産学Ⅱでは、妊娠・分娩・産褥の変化や正常な経過及び新生児・乳幼児の成長・発達について、体系的に項目を整理した。
- 社会背景や女性を取り巻く状況等を踏まえて、就業女性の健康課題、女性への暴力やハラスメント、出生前診断などについて、項目を整理・追加した。

【助産診断・技術学】

- 助産診断・技術学Ⅰでは、女性や家族の健康課題に対する相談・教育活動について、助産診断・技術学Ⅱでは、妊娠・分娩・産褥・新生児各期の助産診断と正常経過からの逸脱への支援、緊急時・搬送時の対応、乳幼児の正常な成長・発達と促進のための支援、及び低出生体重児・早産児の特徴や支援について、体系的に項目を整理した。
- 各疾患や異常については、病態・診断・治療・助産ケア(早期発見・予防を含む)について、基本的な理解を体系的に問うができるよう、項目を整理し具体的に明示した。

【地域母子保健】

- 女性の就労、家族形態の多様化、経済格差、児童虐待防止、療養援護、及び母子感染対策など、社会背景や女性と母子を取り巻く状況と課題に合わせた支援について、具体的な項目を追加した。

【助産管理】

- 助産業務管理、法規に基づく助産師と助産業務における責務、助産所の運営・管理について、改めて体系的に項目を整理した。また、次世代育成支援対策や地域医療・多職種連携などに関連する具体的な項目を追加した。

4. 看護師国家試験出題基準

看護師国家試験においては、健康課題を持つ人々を生活者として捉え、身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解した上で、個人や家族及び療養の場の多様化に併せて、必要な看護サービスを提供するための知識や能力についての出題内容の充実を図るよう改定

を行った。各科目における改定の概要は以下のとおり。

【必修問題】

- 他科目との整合性を踏まえて具体的な用語を見直したほか、基本的な臨床検査値の評価、輸液・輸血管理の基本などについて項目を追加し、災害看護の項目を削除した。

【人体の構造と機能】

- 他職種と共通の知識体系が築けるよう、基礎医学教育における体系や用語との整合性を踏まえて、全体について改めて項目を整理した。

【疾病の成り立ちと回復の促進】

- 疾病の予防、及び近年の状況を踏まえた再生医療や薬剤耐性<AMR>などの項目を追加し、疾病に対する医療について項目を整理した。
- 基礎医学教育における体系や用語との整合性を踏まえ、各機能別の障害について、改めて項目を整理した。また、アナフィラキシーショック・敗血症等の全身性の障害や精神機能の障害について、項目を追加した。

【健康支援と社会保障制度】

- 社会背景や看護を取り巻く状況と課題について、近年の状況を踏まえて具体的な項目を追加するとともに、社会保険及び社会福祉に関する法や施策と制度、公衆衛生や健康支援に係る項目について体系的な整理を行った。

【基礎看護学】

- 「必修問題」や「看護の統合と実践」など他科目との重複内容について全体的に整理し、輸液・輸血管理、保健・医療・福祉における連携など、基礎的かつ重要な項目について追加した。

【成人看護学】

- 急性期、救急・クリティカルケア、周手術期、慢性期、セルフケア・社会的支援の獲得、リハビリテーションなど、各期における看護の基本について、体系を整理した。
- 各機能障害のある患者については、アセスメント/検査・処置/治療/看護を体系的に問うことができるよう、項目を整理し具体的に明示した。

【老年看護学】

- 様々な健康状態・受療状況・生活の場に応じた高齢者への看護、高齢者に特有な症状・疾患・障害への看護について、体系的に問うができるよう、項目を整理・追加した。

【小児看護学】

- 子どもの成長・発達の特徴や生活に応じた、子どもと家族への支援について、項目を整理・追加した。

○疾患に対する子どもの理解と説明やプレパレーション、診療・入院等が子どもと家族に与える影響、多様な状況にある子どもと家族への支援などについて、項目を整理・追加した。

【母性看護学】

○リプロダクティブヘルス、ウィメンズヘルス、妊娠・分娩・産褥・早期新生児期の各期における看護に必要な基本的事項、周産期医療システムなどについて、体系的に項目を整理・追加した。

○特に、性の多様性、生殖補助医療、出生前診断等における倫理的課題、及び暴力・虐待等の防止など、女性の理解や看護に必要となる近年の社会背景を踏まえた具体的な項目を追加した。

【精神看護学】

○精神看護の対象となる主な疾患・障害の特徴と看護について、症状/検査/薬物療法などを体系的に問うことができるよう、項目を整理し具体的に明示した。併せて、生物・心理・社会的側面に注目した支援についても項目を整理した。

【在宅看護論】

○小児・認知症・精神疾患・難病等の特徴的な状況にある在宅療養者、及び医療管理を必要とする在宅療養者への看護について、体系的に問うことができるよう、項目を整理・追加した。

○療養の場の移行や地域包括ケアシステムにおける多職種連携と看護について、項目を整理・追加した。

【看護の統合と実践】

○複数科目の知識を統合する能力を問うことや、多重課題や集団としてのアプローチに必要な広い知識を統合する能力を問うことなど、複合的な事象において、より臨床実践に近い形で知識・技術を統合して判断する能力を問う出題内容となるよう、大・中・小項目を新たに作成し、全体の見直しを図った。

○災害と看護、及び国際化と看護について、小項目を新たに作成した。看護におけるマネジメントについては、「基礎看護学」との重複内容を整理するとともに小項目を新たに作成し、保健・医療・福祉の機能分化と連携や人材育成・活用などの項目を追加した。

以上